

第77号議案

品川区組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月22日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区組織条例の一部を改正する条例

品川区組織条例（平成26年品川区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中「部」の次に「および室」を加える。

第2条中「次の部」の次に「および室」を加え、同条の表中「企画部」を「企画経営部」に、「総務部」を「区長室」に、「文化スポーツ振興部」を「文化観光スポーツ振興部」に改める。

第3条中「部の」を「部および室の」に改め、同条の表企画部の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第8号とし、同号の前に次の2号を加え、同項を同表企画経営部の項とする。

(6) 財産および契約に関すること。

(7) 区税に関すること。

第3条の表総務部の項中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 広報および広聴に関すること。

第3条の表総務部の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同項を同表区長室の項とし、同表中文化スポーツ振興部の項を文化観

光スポーツ振興部の項とし、同表子ども未来部の項に次の1号を加える。

(4) 児童相談所に関すること。

第3条の表健康推進部の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 地域医療連携に関すること。

第3条の表防災まちづくり部の項第4号中「交通安全」を「地域交通および交通安全」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条の表子ども未来部の項に1号を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

(説明) 区民の幸福の実現に向けた新たな施策を積極的に展開していくため、組織を再編する必要がある。